# 令和4年度 第2回差別事象検討小委員会

日 時 令和4年8月25日(木) 午前10時00分~11時30分場 所 とりぎん文化会館 2階 第4会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
- (1) 「デジタル・シティズンシップ教育が目指すもの」 〜コンピュータ1人1台時代の善き使い手になるための市民教育・人権教育〜 鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケータ― 今度 珠美 様
- (2) 意見交換
- 4 その他
- 5 閉 会

# 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏 名	所属・活動等	7/27 出欠
あらます まさのぶ 荒益 正信	前鳥取県人権教育アドバイザー	出席
いけたに ちぇ 池谷 千恵	鳥取看護大学、鳥取短期大学ヘルスサポート センター 専任カウンセラー	出席
北村秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取短期大学非常勤講師	出席
なかい ひろし 中井 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	出席
***	大山町人権交流センター所長	欠席
やまもと まさき 山本 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	出席

6名:(50音順)

# 【事務局】

氏 名		所属・職名	備考			
	小林 靖尚	人権局 局長				
	古田(慎一	人権局 人権・同和対策課長				
	荒砂 茂徳	人権局 人権·同和対策課 人権相談担当 係長				

## デジタルメディアリテラシー事業を活用した「包括的差別禁止」の普及・定着化について

令和4年8月25日/人権局

- ネット上の誹謗中傷等の人権に関する問題が複雑化・多様化する中、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基本ルール(包括的な差別禁止)を位置付けた。
- ○「デジタルメディアリテラシー事業」や「バイアスミナオス」を活用し、この<u>基本ルールを踏まえた集団規範への啓発を</u> 実施することにより、条例に位置付けた基本ルールを集団規範に普及・定着していくことを目的とする。

### <デジタルメディアリテラシー事業の概要>

#### 1 事業の目的

近年、インターネットに手軽にアクセスできるスマートフォンやタブレット端末、SNS等の コミュニケーション ツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、誰でも簡単に不特定多数に情報を発信したり、発信された情報を入手することが可能な便利な時代となったが、一方でフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的な投稿が インターネット上にあふれ、大きな社会問題にもなっている。

県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、 デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくため の普及啓発を実施する。

※リテラシー:知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に利活用する能力

#### 2 主な啓発内容

### (1)啓発の重点内容

以下、ア及びイについて、行動規範を身に付けること。

なお、文部科学省、総務省等の公的機関の情報以外に、人権文化センターのバイアスの見直しの視点や 今度珠美氏の研究も含めた鳥取県独自の内容も取り入れることとする。 ※今度氏には当該事業の監修を依頼済 ア フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。 イ デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に着け 行動すること。

#### (2)対象

SNSを活用する方やスマートフォン、インターネットからニュース等の情報を取得する一般ユーザー (成人年齢の引き下げを考慮し、18歳以上の男女(小・中・高校生及びその保護者を除く)を想定) ※小・中・高校生及びその保護者に対しては教育委員会が啓発

#### (3) 啓発方法

公募型プロポーザル方式により下記①及び②を調達し、スマホで気軽に閲覧してもらうほか、人権研修等でも活用し、WEBサイト、紙媒体により啓発を行っていく。

- ① 特設サイトによる啓発
  - (1)に基づき、クイズ形式や動画形式を用いるなど、関心や気づきを持ってもらえるようなコンテンツとする。
- ② 冊子、チラシ等による啓発
  - ① の特設サイトの内容をもとに冊子を作成し、これからインターネットに触れる方々へも知ってもらう。

#### <差別事象検討小委員会での専門家からの意見聴取について>

条例に位置づけた基本ルールを踏まえた集団規範への啓発について、差別事象検討小委員会で次のような意見聴取を行いながら検討を行う。

- ① メディアリテラシー教育を研究し、鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターである今度珠美氏から、差別事象検討小委員会において専門家として意見聴取を行うこととしている。 <研究分野> デジタル・シティズンシップ教育 メディア・リテラシー教育
- ②「バイアスミナオス」の視点を啓発に取り入れることについて、人権文化センター職員から意見聴取を行うこととしている。

### ※バイアスミナオスの概要

- バイアスとは、人の考えや判断に歪みや偏りをもたらす心の仕組み。
- ●「バイアスミナオス」はバイアスの視点から、「当たり前」を見直して生きた目の啓発資料。
- 確証バイアス、黒い羊効果、根本的な帰属の誤り等の代表的なバイアスについて紹介し、バイアスを見直す秘訣などを記載。

# 差別事象検討小委員会の論点整理

## 令和4年度第1回差別事象検討小委員会(7/27開催)で承認済

- ①本県では令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正で第7条第1項に あらゆる差別を禁止する「包括的な差別禁止」を新たに明記することにより「鳥取県民 が本来備えているであろう行動規範の順守」を基本ルール(社会規範)として位置付け た。
- ②しかし、一昨年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」によるとご自身が受けた差別や人権侵害では「職場でのいやがらせやいじめ」や「差別的待遇」が多くなっている。これらの差別や人権侵害の要因の一つとして、差別を正当化する集団規範が存続していることが考えられる。
- ③このため、社会的差別の要因となっている集団規範を取り除き、条例に盛り込まれた「包括的な差別禁止」の社会規範に置き換えていく取り組みを推進していく。
- ④この集団規範は社会の規範体系・文化の一部として組み込まれた偏見(差別意識)により形成されているものであり、具体的には鳥取県人権文化センターが作成した「バイアスミナオス」に掲げられているような要因があると考えられるため、これをベースに検討を進める。
- ⑤近年、インターネット上にフェイクニュースやモラルに反した情報、誹謗中傷や差別的 な投稿があふれ、大きな社会問題にもなっていることから、まず、この問題への対応策 を検討する。
- ⑥今年度、県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施することとしている。
  - ※リテラシー:知識・教養・能力を適正に使い、得られる情報を有効に利活用する能力
- ⇒上記のような現状・課題を踏まえ、基本ルールを踏まえた「差別を正当化する集団規範」 への啓発を実施することにより、基本ルールを普及・定着していく取組を検討する。

# 差別事象検討小委員会の今後のスケジュール

● 差別事象検討小委員会における検討について、令和4年の第1回鳥取県人権尊重の社 会づくり協議会に報告(7月27日)

## 【委員会開催案】

271	女只云川惟未】							
	日時	主な調査検討内容	主な意見聴取					
2	8月25日 (木)	①差別を正当化する集団	今度氏、人権文化センタ					
	10時00~	規範はどのようなところ	一等からの意見聴取					
	場所 とりぎん文化会館	に残っているのかを分析。						
	第4会議室							
3	9月12日 (月)							
	13時30分~							
	場所 鳥取県庁							
	(第36会議室)							
4	10月21日(金)	②この集団規範の存在を	デジタルメディアリテ					
	13時30分~	踏まえて、条例の基本ルー	ラシー事業のプロポー					
	場所 鳥取県庁	ルを集団規範に対して普	ザル受託業者等からの					
	(特別会議室)	及・定着していくため「バ	意見聴取					
5	11月7日(月)	イアスミナオス」の視点を						
	13時30分~	取り入れるなど啓発方法						
	場所 鳥取県庁	等について検討。						
	(第28会議室)							
6	12月19日(月)							
	13時30分~							
	場所 未定							